



防衛監察本部

Inspector General's Office of legal compliance

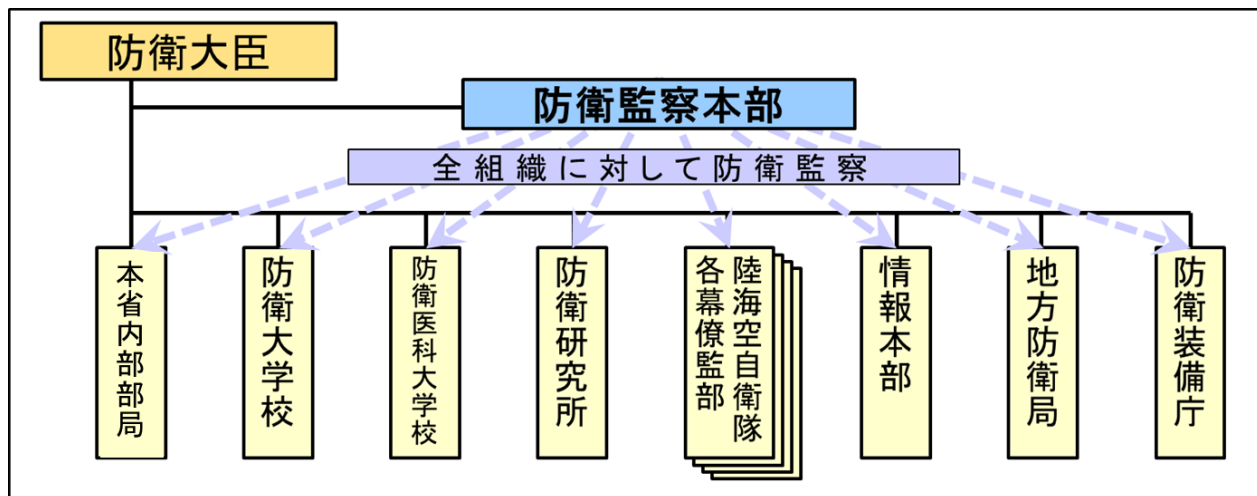


防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE

防衛監察本部の任務

監察を通じ信頼を揺るぎないものに

防衛監察本部は平成19年に設立され、防衛監察を行うとともにコンプライアンスへの取組に努めてきました。これらを通じて国民の皆様からの防衛省・自衛隊に対する信頼を揺るぎないものにしていくことが我々の重要な任務です。



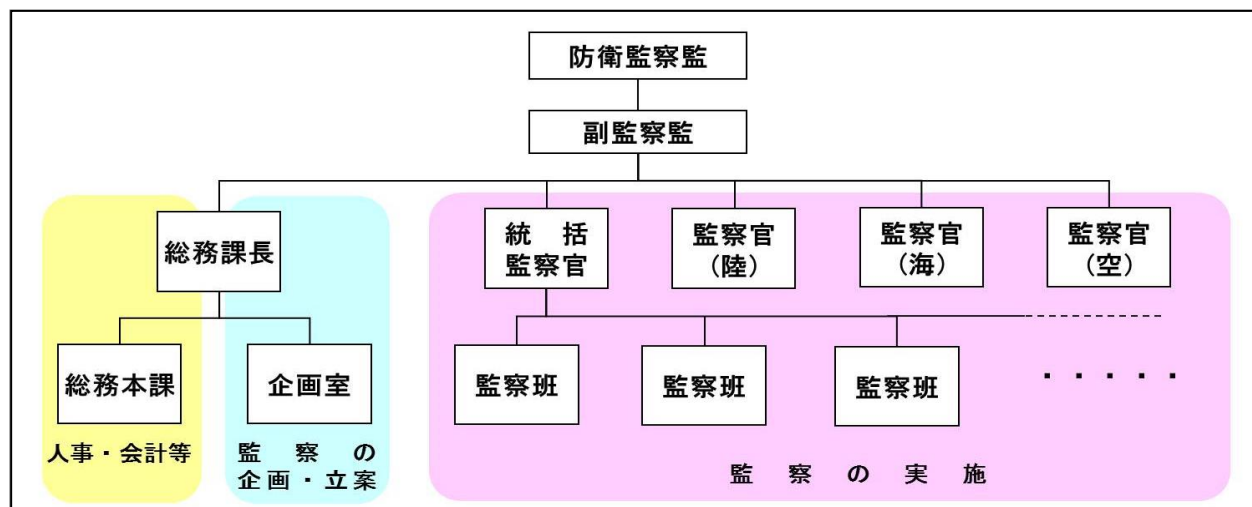
防衛監察本部の任務

防衛監察本部の組織

外部の人材も活用した大臣直轄の組織です

防衛監察本部は、防衛大臣直轄の特別の機関として組織されました。

また、法務省や公正取引委員会等の防衛省・自衛隊以外からの人材の登用も図っています。



防衛監察本部の組織

防衛監察

より健全な組織風土を目指して

防衛監察では、防衛省・自衛隊の全組織に対し独立した立場から厳格に調査・検査し、職員の職務執行の適正を確保します。

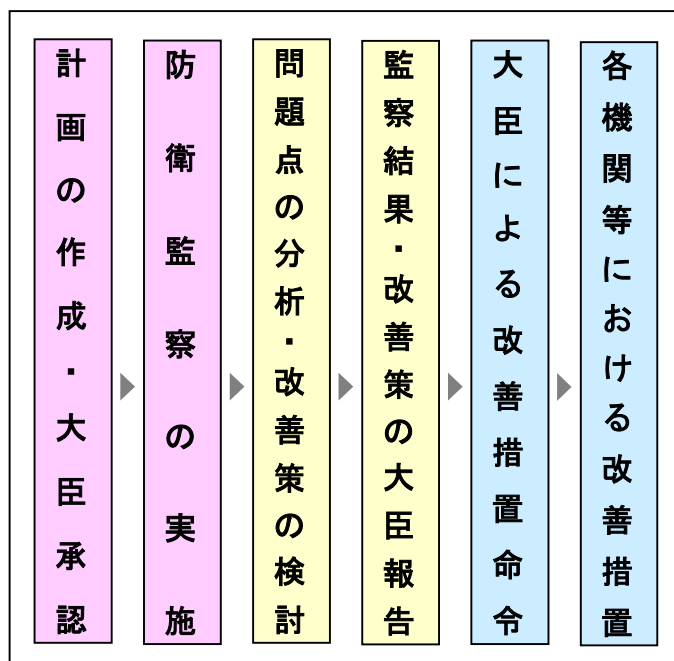
また、防衛監察の結果は、改善策等を付し遅滞なく防衛大臣へ報告します。報告を受けた防衛大臣は防衛監察の結果必要と認める事項について、関係する機関等の長に対し改善を命じます。

なお、年度防衛監察は毎年30～40箇所に対して実施しています。

防衛監察とは

防衛監察とは	職員の仕事執行の適正を確保することを目的とした監察	
種類	年度防衛監察	防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画的に実施する監察
	抜き打ち防衛監察	防衛監察監が必要と認める事項について、随時、抜き打ちで実施する監察
	特別防衛監察	防衛大臣が特に命ずる事項について実施する監察
	点検防衛監察	防衛大臣が命じた改善措置の状況について実施する監察

防衛監察の手順



防衛監察の様子



コンプライアンスへの取組

コンプライアンス意識の浸透・向上を図っています

防衛監察本部は、防衛省内の他機関等からの要望等を踏まえ、コンプライアンスに係る講習会を開催するとともに、啓発資料を作成・配布しています。これらを通じ、職員一人一人のコンプライアンス意識の浸透・向上を図っています。

講習会の開催を希望される場合は、本ページ下部の「お問い合わせ先」まで御連絡ください。

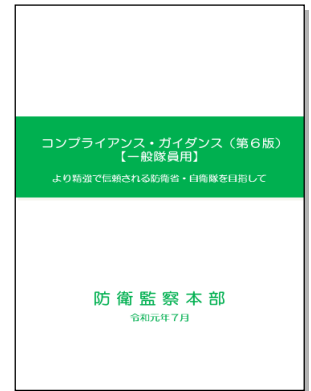
講習会（コンプライアンス講習会）の開催



啓発資料（コンプライアンス・ガイダンス）の作成・配布



（管理者用）



（一般隊員用）

（コンプライアンスへの取組に関するお問い合わせ先）

防衛省防衛監察本部

住 所	〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1
電 話	03-3268-3111（内線33061・33073）
ホームページ	http://www.mod.go.jp/igo/

（防衛監察本部ホットライン）

「防衛監察本部ホットライン」では、コンプライアンスの観点からの意見や提案を受け付けています。

お寄せいただいた情報については、防衛監察本部が行う以後の監察の参考とさせていただきます。

電 子 メ ー ル	iken-teian@igo.mod.go.jp （防衛監察本部ホームページからも送信できます）
電 話	03-5227-2440 平日 0930~1200 1300~1815
F A X	03-5227-2223
郵 送	〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛監察本部 総務課企画室 防衛監察本部ホットライン担当